

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和2年9月23日午後1時30分から令和2年第10回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	及川靖
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法適用外証明願の審査について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	及川靖
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和2年第10回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には3番宮舘晃委員、4番田口敏委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。

議 第 7 番 委 員 長 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。  
7 番 高橋です。譲受人の現在の経営面積は 3.6 アールで、今回約 28 アールもの農地を高い金額で購入するようですが、規模拡大というのはどのような農業経営を行う予定でしょうか。

事 務 局 譲受人の夫の弟にあたるのが譲渡人ということで、親戚関係にあります。譲渡人の方は、現在体調を崩し施設に入所中とのことです。譲受人の方は、知人の農業者の手助けを借りながらピーマンや白菜などの野菜を栽培し、キムチ作りを行う予定とのことです。

議 長 ほか、質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第 7、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。  
番号 1 番及び 2 番の案件について、4 番田口敏委員より報告願います。

第 4 番 委 員 長 4 番 田口です。番号 1 番及び 2 番の案件について、現地調査の報告をいたします。9 月 15 日午後に、街地区の高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきた。  
譲受人である [ ] が、既存の資材置場を拡張し、再生骨材置場として使用するために、農地所有者である [ ] さんと [ ] さんから田を売買によって取得し、転用しようとするものです。  
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。  
一般基準についてですが、既存の資材置場と同じ高さに盛土及び碎石を敷き、隣接地との境界は、法面工事をして、土砂流出等の対策を行うとのことから、隣接地への影響は発生しないものと考えられ、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。  
以上のお通り、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 番号 3 番及び 4 番の案件について、10 番有住寿哉委員より報告願います。

第 1 0 番 委 員 長 10 番 有住です。番号 3 番及び 4 番の案件について、現地調査の報告をいたします。9 月 15 日午後に、街地区の高橋重貴委員、田口敏委員、三ヶ尻地区の及川宏和委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきた。

借受人である[ ]が、町発注の[ ]  
[ ]受注に伴い、作業ヤード、駐機車場、材料置場、現場事務所  
の用地として使用するため、農地所有者の[ ]さんと[ ]  
さんから田を賃貸借によって借り受け、一時転用しようとするもので  
す。

申請地は、[ ]の南東側の法面に隣接する田で、現在は  
休耕地となっております。期間は約6カ月で、工事完了後は、すみや  
かに現状の農地へ復元する計画となっていることから、一時転用は許  
可相当であると判断致しました。以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

ここで、番号4番の案件について、5番高橋重貴委員が、農業委員  
会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

議 長

これより、番号4番の案件について質疑に入ります。質疑ございま  
せんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

番号4番の案件について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員  
の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県  
に進達することに決定しました。

議 長

5番高橋重貴委員の入席を許します。

5番高橋重貴委員、案件については、原案のとおり決定しました。

議 長

それでは、議案第2号のそのほかの案件について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

第9番委員

9番 菊地です。番号1番及び2番の案件について、再生骨材とは  
どのようなものでしょうか。

事務局

再生骨材とは、コンクリート建築などの既に使用したものを、再利  
用するために細かく砕いたもののようです。

第9番委員

わかりました。転用して再生骨材置場として使用する計画のよう  
ですが、広い面積ですし、隣接地に水路があると思いますので、再生骨  
材以外のものを置くことのないよう今後注視しなければならないと思  
います。

事務局

意見として頂戴します。

第14番委員

14番 小嶋です。譲受人である[ ]はこれまでも資材置場用地  
として転用申請をしていますが、今後も同様に転用計画があるのか教  
えてください。

事務局

今後の計画ですが、今回の申請地と既存の資材置場の間に、別々な  
所有者の農地が2筆あるため、所有者との話し合い次第ではいずれ転  
用し、続き地で使用したいとのこと。別の場所での転用の計画は  
事務局では聞いておりません。

第6番委員

6番 名和です。転用面積によっては県の審査が必要な場合があっ  
たかと思いますが、その要件を教えてください。

事務局

県の土木部で担当している開発行為申請の面積要件は三千㎡以上で  
す。地続きで時期をずらして開発した場合もそれに該当しますが、あ

くまでも建物を建てる計画や、分譲地、造成地の場合になります。今回のように建物を建てない開発の場合は、開発行為申請に該当しない案件になります。

議長 長

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長

質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議長 長

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 長

挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議長 長

日程第8、議案第3号 農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

第13番委員

番号1番の案件について、13番及川宏和委員より報告願います。

13番 及川です。9月15日午後に、街地区の高橋重貴委員、田口敏委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきた。

申請地は[ ]さん所有の畑ですが、現況は自宅の庭及び農業機械、軽自動車の駐車場として使用されているものです。

今回の申請に至った経緯ですが、40年ほど前の祖父の時代から自宅の宅地に隣接する畑の一部に花木を植え庭として使用しはじめ、その後、農業機械が増えるに従い、駐車場としても使用するようになったとのこと。

今回、[ ]さんがカーポートの建設を検討し調査していたところ、所有の畑を地目変更せずに庭及び駐車場として使用していることが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請通り長年にわたり庭及び駐車場として利用されており、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断しました。

以上で現地報告を終わります。

議長 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長

質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第4号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

事 務 局 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 案 第 4 号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第10、議案第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

事 務 局 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 案 第 5 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について、証明することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。

議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和2年第10回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労様でした。

時間 14時15分